

京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例

京都には、伝統産業や先端産業をはじめ、様々な産業を営む企業が数多く存在している。これらの企業は、京都のまちに集まる人々との継続的な交流の中で、先義後利、不易流行、利他の心といった哲学を先人から受け継ぎ、独自の企業文化を発展させるとともに、商店街や地域コミュニティの活性化、市民文化の継承などにも大きく貢献してきた。

しかしながら、現在、中小企業を中心とする京都の企業は、経済活動のグローバル化の進展に伴う競争環境の激化や、人口減少社会の到来に伴う事業活動の担い手不足など、大きな課題に直面している。

このような状況の中、様々な業種の若手・中堅経営者らによる未来志向の議論の場として本市が設置した京都市中小企業未来力会議において、「京都・地域企業宣言」が発表された。この宣言は、京都のまちに根差して活動する事業者を地域企業と位置付けたうえで、地域企業が、京都を拠点に日本の活力源となり、共生社会の担い手として、世界の人々の笑顔あふれる未来を創造していくことをうたったものであり、この宣言の実践が、豊かで活力に満ちた地域社会を将来にわたって維持するために必要である。

ここに、本市は、地域企業の持続的発展を推進することにより、地域企業による「京都・地域企業宣言」の実践を支え、もって、平和で持続可能な社会の実現に寄与することを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地域企業の持続的発展の推進に関し、その基本理念、地域企業及び本市の責務、市民の役割その他の基本となる事項を定めることにより、地域企業の持続的発展を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「地域企業」とは、本市の区域内に本店又は主たる事務所を有する事業者をいう。

(基本理念)

第3条 地域企業の持続的発展は、地域企業がその事業活動を通じて地域コミュニティ（本市の区域内における地域住民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。）の活性化、文化の承継、自然環境の保全等に貢献し、もって豊かで活力に満ちた地域社会の形成に寄与することを旨として、推進されなければならない。

2 地域企業の持続的発展の推進は、地域企業の自助努力及び地域企業相互の間の連携の下で行われなければならない。

3 地域企業の持続的発展の推進に当たっては、若者をはじめとする事業活動の多様な担い手の活躍の機会が確保されなければならない。

(地域企業の責務)

第4条 地域企業は、基本理念にのっとり、自らが地域社会の一員であることを理解し、及びその事業活動を通じて新たな経済的社会的価値を生み出すことにより、本市及び市民と共に、豊かで活力に満ちた地域社会を将来にわたって形成するよう努めなければならない。

(本市の責務)

第5条 本市は、基本理念にのっとり、地域企業の持続的発展の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するよう努めなければならない。

2 本市は、地域企業の持続的発展の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、地域企業の実態を把握するとともに、その意見を適切に反映するよう努めなければならない。

(市民の役割)

第6条 市民は、地域企業が豊かで活力に満ちた地域社会の形成に寄与していることについて理解を深め、地域企業の持続的発展の推進に積極的な役割を果たすものとする。

(地域企業の持続的発展の推進に関する基本的施策)

第7条 本市は、地域企業の持続的発展の推進を図るため、次に掲げる施策を実施しなければならない。

- (1) 地域企業の持続的発展に関する広報、啓発及び顕彰
- (2) 経営に関する相談の実施、起業及び事業の海外における展開の促進その他地域企業の経営の支援に関する施策
- (3) 事業の担い手の育成及び確保に関する施策
- (4) 地域企業の受注の機会の拡大その他市場における公正な取引の推進に関する施策
- (5) 地域企業の地域における社会的活動の推進に関する施策

(地域企業による創造的活動の支援)

第8条 本市は、地域企業による創造的な活動を支援するため、地域企業相互の間及び地域企業と大学、文化芸術に関する活動を行う者等との間の連携及び交流の促進その他の

必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。